

上尾市選挙管理委員会告示第 35 号

平成 16 年上尾市選挙管理委員会告示第 52 号（指定投票区及び指定関係投票区の指定について）の一部を次のように改正し、令和 9 年 3 月 1 日から施行する。

令和 8 年 10 月 19 日

上尾市選挙管理委員会委員長      鈴木      博

表第 1 投票区の項中「、第 37 投票区及び第 38 投票区」を「及び第 37 投票区」に改める。